

学校法人興誠学園公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人興誠学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令、寄附行為及び学園の諸規程に違反する行為又はその危険性がある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又は生じようとしている場合に、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(窓口)

第2条 学園は、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報」という。）を受け付ける窓口は、事務局長、法人本部事務長、大学事務部長、短期大学部事務長、高等学校事務長、幼稚園教頭及びこども園事務長（以下「公益通報担当者」という。）を充てる。

2 学園と雇用関係にある職員のほか、学園への派遣労働者及び学園の取引事業者（請負契約その他の契約で継続的な契約の取引事業者をいう。）の労働者（以下「職員等」という。）は、この窓口に対し公益通報を行うことができる。

(公益通報の方法)

第3条 公益通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

(禁止事項)

第4条 職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 公益通報担当者は、職員等から法令違反に関する相談を受け付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(通報への対応)

第6条 公益通報担当者は、職員等から法令違反行為に関する通報を受け付けた場合、速やかに調査を開始しなければならない、ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(専門的事項)

第7条 公益通報担当者は、受け付けた公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第8条 公益通報担当者は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために調査委員会を設置することができる。
- 3 調査委員会は、事務局長と公益通報担当者とで構成する事務長会（公益通報対象者が事務局長である場合は事務局長）に、理事長が必要と認めた者を加えて組織する。
- 4 調査対象部署および関連部署の職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、公益通報担当者から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 公益通報担当者、調査委員会委員及び調査担当者は、その職務の遂行にあたって、つぎの各号を遵守しなければならない。

- (1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 2 公益通報担当者、調査委員会委員及び調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項4号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 3 公益通報担当者、調査委員会委員及び調査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第10条 公益通報担当者は、公益通報等の事案処理にあたっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第11条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 学園は、職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員に対し、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 学園は、学園への派遣労働者及び学園の取引先の労働者が公益通報等を行ったことを理由として、当該労働者に対し、派遣契約の解除その他の不利益な取扱い

を行ってはならない。

(通知)

第13条 公益通報等を行った職員等に対しては、通報等の受領、当該通報対象事案の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第14条 公益通報担当者は、是正措置等を実施後、つぎの各号を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報等を行った職員等への不利益な取扱いがないこと。

(事務処理)

第15条 この規程に関する事務は、法人本部が担当する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃については、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。